

広島大学大学院人間社会科学研究所実務法学専攻
自己点検・評価報告書（令和4年度/抜粋）

Ⅲ 自己点検・評価の分析

1. 自己点検・評価の一覧

自己点検・評価単位	分析 項目 1-1-1	分析 項目 2-1-1	分析 項目 2-1-2	分析 項目 2-2-1	分析 項目 2-2-2	分析 項目 3-1-1	分析 項目 4-1-1	分析 項目 4-2-1	分析 項目 4-2-2	分析 項目 5-1-1	分析 項目 5-1-2	分析 項目 5-2-1
実務法学プログラム	⑤	④	⑤	⑤	④	④	④	④	④	⑤	⑤	④

自己点検・評価単位	分析 項目 6-1-1	分析 項目 6-1-2	分析 項目 6-2-1	分析 項目 6-3-1	分析 項目 6-3-2	分析 項目 6-3-3	分析 項目 6-4-1	分析 項目 6-4-2	分析 項目 6-4-3	分析 項目 6-5-1	分析 項目 6-6-1	分析 項目 6-6-2
実務法学プログラム	⑤	—	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	④

自己点検・評価単位	分析 項目 6-6-3	分析 項目 6-6-4	分析 項目 6-6-5	分析 項目 7-1-1	分析 項目 7-1-2	分析 項目 8-1-1	分析 項目 8-1-2
実務法学プログラム	④	④	③	③	③	—	—

（⑤十分に適合する ④適合する ③やや適合する ②余り適合しない ①適合しない ー本法科大学院非該当）

2. 評価結果に対する総評

本学の自己点検に関する 31 個の評価項目（分析項目）中、本法科大学院に該当しない 3 個を除き、「⑤十分に適合する」の評価がついたものが 15 個、「④適合する」が 10 個、「③やや適合する」が 3 個であり、これを数値に換算した平均は 4.4 となり、数値の上では、本法科大学院の活動は十分評価に値するといえることができると思われる。

そうした中であって、本法科大学院が今後重点的に取り組むべき課題として、「基準 6－6 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること」における諸項目に関わる事項を挙げておきたい。この項目は「出口」に関わる問題であり、司法試験の合格という当面の目的に関して、安定した結果を残せていない現実を踏まえたものである。こうした課題にどのように取り組むべきかについては、個別の項目の「改善が必要な点」及び「改善計画」に示しておいたが、いずれにせよ、対症療法的な解決策ではなく、根本的な対策として、本法科大学院の特性を生かしつつ、教育内容をいっそう充実させていくということが必要である。

なお、令和 2 年度に、評価が「③」であり、この総評にも重点的に取り組むべき課題として取り上げた「分析項目 5－2－1 入学者数が入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないこと」について、令和 3 年度の入学者選抜の状況では引き続き「③」の評価であったが、入学者を増やすための取組の結果、当該項目の「改善状況」にも記載しているとおり、令和 4 年度入学者については定員充足率 100%を達成することができた。

3. 自己点検・評価を踏まえた対応措置及び実施計画

(1) 令和4年度の主な対応措置

多くの評価基準に関連する事項ではあるが、令和4年度においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの3つのポリシーを、より分かりやすいものとする方向で検討を進めた。

また、評価基準2-1（内部質保証が機能していること）について、令和4年度中に次のとおり改善の措置を行った。

- ・教育本部教育質保証委員会が数値的エビデンスとして有効と考え、全学の教育プログラムに作成・提供する「共通データ」に、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において使用している評価指標も用いて、自己点検・評価を実施した。
- ・FD 及び教員会での検証の結果を受けて、3年次カリキュラムを一部改正する等の改善・向上の取り組みを実施し、専門的能力を積み上げ方式によって涵養する科目を整備した。

(2) 令和5年度の対応措置の実施計画

令和5年度には、上記3つのポリシーの改訂の効果確認に加え、共通データに基づく各教育プログラムでの自己点検・評価のプロセスと結果を比較・検証することで、より効率的な自己点検・評価方法の模索と、自己点検・評価結果のさらなる活用の検討を行うことが求められる。

とりわけ、授業の内容及び方法をさらに改善し、論述能力等の応用能力を段階的かつ体系的に修得させることにより、司法試験合格率及び標準修了年限修了率を改善することが望まれる。

参考：各基準・分析項目

領域		基準		分析項目	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	基準 1－1	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	分析項目 1-1-1	教授会等が教育活動にかかる重要事項を審議するための必要な活動を行っていること
領域2	内部質保証に関する基準	基準 2－1	内部質保証が有効に機能していること	分析項目 2-1-1	自己点検・評価を行う上で必要な情報を体系的、継続的に収集・分析する取り組みを、学部ないしはプログラムにおいて実施し、検証のうえ、その取り組みが効果的に機能していること
				分析項目 2-1-2	学生・修了生を含む関係者から意見を体系的・継続的に収集・分析することを行い、その意見を反映する取り組みを行なっていること
		基準 2－2	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	分析項目 2-2-1	成績評価や学生指導について教員会等で情報共有を図り改善していること
				分析項目 2-2-2	大学、学部、プログラム等において開催されるFD研修会などに参加し、その内容を教員会等で共有して、教育・研究の改善に役立てていること
領域3	情報の公表に関する基準	基準 3－1	教育研究活動に関する情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること	分析項目 3-1-1	学部、学科、プログラム等の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていること（教職員及び学生含む）
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	基準 4－1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	分析項目 4-1-1	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること
		基準 4－2	学生に対して、生活や進路、経済面での援助等に関する相談・助言・支援が行われていること	分析項目 4-2-1	学生への履修指導、学習、生活面、経済面等に対する支援が適切に行われていること
				分析項目 4-2-2	障害のある学生、留学生、その他特別な支援を要する学生に対する生活支援等を行う体制を整え、実施していること
領域5	学生の受入に関する基準	基準 5－1	学生の受入が適切に実施されていること	分析項目 5-1-1	入学者受入方針に沿った、適切な体制により受入が行われていること
				分析項目 5-1-2	入学者受入方針に沿った、学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みを行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること
		基準 5－2	入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	分析項目 5-2-1	入学者数が入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないこと
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	基準 6－1	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育	分析項目 6-1-1	教育課程の編成及び授業科目の内容が、体系的を有しており、授与する学位に相応しい水準となっていること

領域		基準		分析項目	
			課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
		基準 6-2	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	分析項目 6-2-1	教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程が体系的に編成されており、分野の教育に相応しい授業形態や学習指導方法等が整備され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること
		基準 6-3	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	分析項目 6-3-1	学生のニーズに応え得る履修指導・学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること
				分析項目 6-3-2	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること
				分析項目 6-3-3	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整え、実施していること
		基準 6-4	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	分析項目 6-4-1	分野の教育方針に照らして成績評価や単位認定の基準が適正に設定されていること
				分析項目 6-4-2	成績評価基準を学生に周知していること
				分析項目 6-4-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること
		基準 6-5	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な修了判定が実施されていること	分析項目 6-5-1	学位論文等、修了認定に係る評価基準が策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で修了認定が実施されていること
		基準 6-6	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	分析項目 6-6-1	進学や就職等の進路の状況から学習成果が認められること
				分析項目 6-6-2	教育分野で求められるスキルの伸長度、修了や資格取得の状況から学習成果が認められること
				分析項目 6-6-3	学習の達成度や満足度における学生からの意見聴取の結果、学習成果が上がっていること
				分析項目 6-6-4	修了生や進路先における関係者からの意見聴取の結果、学習成果が認められること
				分析項目 6-6-5	研究に対する取組みや研究成果の発表について、学生の成長を促す仕組みと評価基準が設けられており、効果（論理的思考、国際性、発表力など）における成長が認められること
領域7	教育の国際性に関する基準	基準 7-1	キャンパスの国際化及びグローバル人材育成の取組が、体系的に行われていること	分析項目 7-1-1	学部、学科、プログラム等において、適切な体制により留学生の受入が行われていること
				分析項目 7-1-2	学生への留学プログラム等の周知及び履修指導の支援、経済支援、その他のグローバル人材育成に関わる支援・取組が適切に行われていること